

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁調達管理部長
防衛装備庁調達事業部長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等の統計調査に関する訓令の実施について（通知）

装備品等の統計調査に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第69号。以下「訓令」という。）第10条に基づき、実施上の細目要領等を下記のとおり定めたので通知する。

記

1 物量表調査

物量表調査の細部要領は、調査実施の都度、防衛装備庁調達管理部長から別途示す。

2 調達契約額調査

(1) 対象

対象年度における装備品等の調達契約額及び装備品等に直接関連する役務（例：修理・組立て等）の調達契約額が対象とされる。したがって、直接装備品等に関連のない単なる役務のみの調達契約額（例：光熱水料、諸謝金、装備品等に関連のない借上げ、保険、医療、施設等に係る工事等）及び一般事務経費である庁費に係る調達契約額は除外される。

なお、対象年度における調達契約額とは、当該調達年度における変更契約額を含むものとする。

(2) 分類

訓令第6条第4項の品目別の分類及びその細目の基準については、別紙第1のとおり。

(3) 記載上の注意事項

各品目ごとにその計を記載する。

3 保有数調査

(1) 対象

訓令第7条第1項の主要な装備品等は次の各号に属する主要な装備品等であって調査実施者が各自衛隊等の特性を考慮して「主要」と判断するものが対象とされるが、その基準については、別紙第2を参考とする。

ア 艦船

イ 航空機

ウ 車両

エ 火器

オ 誘導武器

カ 施設器材

キ 通信電子器材

(2) 記載上の注意事項

ア 前号各号ごとに別葉として作成する。

イ 訓令の別表第4の品名欄には、前号各号に掲げる品名及びその細分が必要なときはその細目を記載する。

4 供与品調査

(1) 対象

無償供与によるものを対象とし、有償援助によるものを除く。

(2) 記載上の注意事項

ア 品目の区分については、次の各号のとおり。

(ア) 艦 船

(イ) 航空機

(ウ) 車 両

(エ) 火 器

(オ) 誘導武器

(カ) 弾薬類

- (キ) 施設器材
- (ク) 通信電子器材
- (ケ) その他

イ 訓令の別表第5の品目欄には、上記区分ごとに供与品を適宜分類して記載するが、艦船については型別、航空機については機種別にそれぞれ記載する。

ウ 総計及び品目区分ごとに小計を記載する。ただし、金額欄については、報告を省略することができる。

5 燃料弾薬調査

(1) 記載上の注意事項

ア 訓令の別表第6の表の末尾に各欄の計を記載する。

イ 訓令の別表第7について、「経常用」とは、操作用在庫及び安全のための在庫を、「貯油所」とは、陸上自衛隊各燃料支処等及び海上自衛隊各造修補給所を、「基地等」とは、貯油所以外のものをいう。

ウ 訓令の別表第8について、単位重量は、1発当たりkgで表示する。

エ 訓令の別表第8について、海上自衛隊各地方総監部及び航空隊保有のものについては補給処・弾薬支処等保有数欄へ、艦艇部隊保有のものは部隊等保有欄へ計上する。

オ 訓令の別表第9について、経済産業大臣の承認の有無にかかわらず全施設を対象とする。

カ 訓令の別表第9について、貯蔵能力は、設計時の計画能力を表示するが、計画能力のないものは、3.3平方メートル当たり2.7トンとして算定し、場所ごとにまとめて一括計上し、棟数を備考欄に記載する。

6 その他

各調査の報告は、防衛装備庁調達管理部調達企画課を気付先として提出する。

添付書類：別紙第1・別紙第2

調達契約額調査対象品目の分類細目

品 目	細 区 分
船舶	船舶、船舶用機関及びその構成品、船体及びその構成品、船舶用電気器材、船用品及びぎ装品
航空機	航空機、航空機用エンジン及びその構成品、機体及びその構成品、航空機搭載品、航空機整備用器材
車両	一般人員及び物資輸送用車両、特殊作業用車両、トレーラ、車両用エンジン及びその構成品、車体構成品、車両整備用器材
武器	火器、戦闘用車両、誘導武器及びロケット弾発射装置、射撃管制用器材、水雷武器、水中音響用器材、消磁用器材、航海光学機器、掃海用器材、対 C B R 武器、武器整備用器材、上記の各構成品
弾薬類	火器用弾薬、誘導弾、ロケット弾、爆弾、地雷、てき弾、機雷、魚雷、爆雷、爆薬及び火薬等、火工品、上記の各構成品
施設器材	建設・鉱山用器材、運搬用器材、渡河用器材、給水用器材、消火用器材、警報・監視用器材、施設付帯器材、掘さく及び道路整備用器材、測量及び地図用器材
衛生器材	衛生用器材、医療用器材、病理用試験用器材
電気器材	発動発電機、電力・配電用器材、電線及びケーブル、電気機器、光ファイバー用装置、上記の各構成品

品 目	細 区 分
通信電子器材	有線及び無線送受信装置、無線航法装置、レーダ装置、ECM・ESM用器材、その他の通信電子装置
繊維製品	被服、寝具及びその他の個人装具、旗、帆布及びロープ等
石油製品	燃料、潤滑油、油脂及びワックス、塗料
医療品	医薬品及び医薬部外品
糧食	
一般用機器	原動機、ポンプ、工作機械、木工用機器、金属加工用器材、一般整備及び修理用器材、物資取扱い用器材、計測・試験用器材、印刷製本用機械、写真器材、事務用機器
その他	住宅及び一般用調度品、調理・配ぜん用器材、各種容器・包装材料、サービス用器材、農業用機器、冷凍装置、空気調節・循環装置、教育及び訓練用器材、その他他の品目に属さないもの

(武器、通信電子器材には船舶、航空機、車両搭載用を含む。)

保有数調査対象品名例

I 各自衛隊

1 艦船（海上自衛隊）

- (1) 自衛艦（護衛艦、潜水艦、掃海艦艇、輸送艦、その他）
各艦種の各艦型ごとに艦名、隻数、基準排水量を記載すること。
- (2) 支援船（えい船、水船、油船、交通船、その他）
各船種ごとに総隻数、総排水量（または総載貨重量）を記載すること。

2 航空機（各自衛隊）

- (1) 固定翼機（各機種）
- (2) 回転翼機（各機種）

3 車両

(1) 施設車両を除く甲類車両（陸上自衛隊）

- ア 戦車（61式戦車、74式戦車、90式戦車）
- イ 装甲車（60式装甲車、73式装甲車、89式装甲戦闘車、82式指揮通信車、87式偵察警戒車）
- ウ 自走砲（87式自走高射機関砲、60式自走81mm迫撃砲、60式自走106mm無反動砲、74式自走105mmりゅう弾砲、75式自走155mmりゅう弾砲、203mm自走りゅう弾砲）
- エ その他（90式戦車回収車、87式砲側弾薬車、78式雪上車、化学防護車）

(2) その他（各自衛隊）

- ア トラック（73式トラック、74式特大型トラック、3 1/2 t ダンプ、3 1/2 t トラック）
- イ トレーラ（73式特大型セミトレーラ）
- ウ その他（業務車1号、3 1/2 t 燃料タンク車、消防車、重レッカ、液体散布車）

4 火器（陸上自衛隊。海上・航空自衛隊は、下記に準ずるものとする。）

(1) 小火器

- ア 拳銃（9ミリ拳銃）
- イ 小銃（64式7.62mm小銃、89式5.56mm小銃）
- ウ 短機関銃（11.4mm短機関銃M3A1）

エ 機関銃（62式7.62mm機関銃、12.7mm重機関銃M2）

オ その他（64式小銃用てき弾器）

(2) 火砲

ア 野戦砲（105mm榴弾砲、155mm榴弾砲、203mm榴弾砲、155mm加農砲）

イ 迫撃砲（60mm迫撃砲、81mm迫撃砲、107mm迫撃砲）

ウ 無反動砲（75mm無反動砲、84mm無反動砲、60式106mm無反動砲）

エ 機関砲（35mm2連装高射機関砲）

(3) ロケット弾発射機等（89mmロケット発射筒、75式130mm自走多連装ロケット弾発射機）

5 誘導武器（各自衛隊）

(1) 地对地誘導弾（64式対戦車誘導弾発射装置、87式対戦車誘導弾発射装置、79式対舟艇対戦車誘導弾発射装置）

(2) 地对空誘導弾（81式短距離地对空誘導弾、91式携帯地对空誘導弾、携帯地对空誘導弾、ホーク発射機）

(3) 地对艦誘導弾（88式地对艦誘導弾発射機）

6 施設器材（陸上自衛隊。海上・航空自衛隊は、下記に準ずるものとする。）

(1) 建設器材（75式ドーザー、トラッククレーン、油圧ショベル、グレーダ、バケットローダ）

(2) 渡河器材（70式自走浮橋、91式戦車橋、81式自走加柱橋）

(3) その他（87式地雷散布装置、83式地雷敷設装置）

7 通信電子器材（各自衛隊。それぞれ艦船・航空機搭載および陸上用の区分を明示すること。）

(1) 電信電話装置（交換機、搬送装置）

(2) 暗号機（暗号機）

(3) 印刷電信機・模写電送装置（テレタイプ、模写電送装置）

(4) 無線送受信装置（送信機、受信機、送受信機、中継装置、端局装置、搬送装置）

(5) 無線航法装置（方向探知機、ビーコン、ロラン、GCA、VOR、タカン、着陸誘導装置、ILS、飛行場管制装置、自立航法装置、マーカ、電波高度計、航跡記録装置、デッカ、オメガ、ドップラー航法装置、GPS）

(6) レーダー装置（レーダー装置、レーダー指示器）

(7) 水中音響装置（ソナー、水中通話機、ソノブイ、機雷探知セット）

(8) 可視及び不可視光線通信装置（赤外線装置）

(9) その他（逆探・敵味方識別装置、通信処理装置、磁気探知器、戦術データ総合指示装置）

II 防衛大学校、統合幕僚監部、情報本部及び技術研究本部
I の各項に準ずる主要な装備品等とする。